

吹田民主商工会

いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suta-ms@jasmine.ocn.ne.jp

インボイス制度の危険性を学ぼう

確定申告が終わりました。これから国税で課題となるのが今年10月から始まる消費税の適格請求書等発行事業者の登録申請です。これは2023年10月1日から始まるインボイス方式・適格請求書等保存方式の準備にあたります。この登録申請は今年10月から2023年3月31日までに行わなければ、事業者間取引が必要とされる事業者登録番号の取得ができません。

消費税課税事業者が

登録番号のない事業者と取引をした場合

仮に11万円の取引をした場合、現行ではうち1万円が消費税の仕入税額控除となります。しかしインボイス制度の下では相手が発行事業者ではない場合は税額控除として認められません。つまり消費税を申告するときに1万円多く納税しなければなりません。(ただし制度開始から3年間は80%、さらに3年間は50%が移行措置として税額控除ができます) 損をする以上登録事業者でない場合は事業者間取引では敬遠・排除されることになります。

今の免税事業者でも申告・納税が必要に

いま免税事業者の場合でも発行事業者の登録申請をすることができません。しかしその場合は登録日(インボイス制度開始の2023年10月1日)から課税事業者となります。つまり個人事業者であれば2023年分の確定申告をするときには10月から12月までの3か月分の消費税を申告・納税しなければなりません。もちろんその後は毎年1年分の申告・納税となります。こうなれば開業後2年間の免税期間もなくなり、始めから消費税の納税が必要となり、開業を目指す人へのハードルにもなります。

来月5月はこのインボイス制度と消費税の問題について班会や支部集会でインボイス制度が発達した海外の事例なども含めて学習を計画しています。ぜひご参加ください。

令和3年9月30日までは提出できません 国内事業者用
適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

平成 年 月 日	住所又は居所 (法人の場合)本店又は主要たる事務所の所在地 本居又は主要たる事務所の所在地 (電話番号)	申請者 (電話番号)	代表者氏名 (法人の場合)代表者氏名 法人番号
納税地 (電話番号)	氏名又は名称 (法人の場合)代表者氏名 法人番号	税務署長 (電話番号)	印

この申請書に記載した次の事項(●印欄)は、適格請求書発行事業者登録時に登録されるとともに、国税庁ホームページに公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主要たる事務所の所在地
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。

また、常用印字盤を使用して提出する方で、申請書に記載した文字が異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けた日の、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第4条第1項の規定により平成28年3月31日以前に提出したものとします。

平成28年3月31日(特定期間の開始)より課税事業者となる場合は平成28年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として平成28年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□印を印付してください。

事業者区分 課税事業者 免税事業者

平成28年3月31日(特定期間の開始)より課税事業者となる場合は平成28年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として平成28年10月1日に登録されます。

税理士署名押印 (電話番号)

受理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	届 出 日	年 月 日
入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	済済	済済

登録番号

注意 1 記載事項等に留意の上、記載してください。
2 税務署印欄は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次票)」を併せて提出してください。

国民健康保険料 コロナ特例減免

コロナ禍が続くなか前年に引き続き国保のコロナ特例減免が継続して実施されます。減免の要件は以下のどちらかに該当する場合です。減免を申請するにあたって前年の年間売上金額と今年5月までの売上金額とそれ以降の売上金額の見込みが必要です。記帳して準備しておきましょう。

- ▼ 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- ▼ 保険料を全額免除

- ▼ 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者(原則として世帯主)の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、以下の要件を全て満たす世帯(事業収入とは所得金額ではなく売上を示します)
 - ・ 事業収入等のいずれかの減少額(保険金等により補填されるべき金額を控除した額)が前年中の当該事業収入等の額の30%以上減少見込みであること
 - ・ 前年の所得の合計額が 1千万円以下であること
 - ・ 収入減少が見込まれる事業収入等以外の所得(例：雑所得、配当所得)と前年所得の合計額が 400万円以下であること
 - ↓ 保険料の一部を減額

伝言板

第92回吹田地区メーデー開催形態変更のお知らせ

5月1日午前にさなくす夢広場で行われるメーデー集会は大阪府の新規感染者が増加を続けていることから、自動車パレードは予定通り行いますが、集会の規模を最小限とすることになりました。参加を予定されていた方は見合わせていただけますようお願いいたします。

無料法律相談(事前予約必要)

5月20日(木) 13時00分 民商會館
北大阪総合法律事務所の出張相談会です。相談を希望される方は予約が必要です。

大阪府営業時間短縮協力金(100万円)

大阪府より第1期の申請再受付・第2期の申請期間延期が発表されました。

- ▼ 府1期・時短協力金(1月14日～2月7日要請分)再申請期間…4月27日～5月14日
- ▼ 府2期・時短協力金(2月8日～2月28日要請分)延長後申請期間…3月8日～5月14日

吹田市中小企業等応援金(吹田市制度)

申請期間 2021年5月10日(月)から6月30日(水)(当日消印有効)まで(予定)
支給金額 1事業者あたり20万円
対象者 吹田市内に事業所を有している中小企業・その他法人で令和2年の売上が前年比で30%以上減少し、令和2年度に吹田市が実施した給付金の支給を受けていない事業者(その他要件あり)

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！